

第6回総会 令和5年11月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、11月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

局長 今回は、公共工事に伴う農地の一時使用届が3件、提出されていますので報告します。

土地の所在：大字右松字〇〇番6、地目・畑、面積215㎡、使用面積も215㎡。所有者の住所・氏名：大字南方・〇〇。場所は、妻地区の〇〇集落で〇〇にある農地です。申出人の住所・氏名は、宮崎市 〇〇。発注者は、宮崎市佐土原総合支所農林建設課、工事名：〇〇。使用目的：現場事務所・駐車場・資材置場、使用期間：令和5年11月13日から令和6年2月16日までとなっています。地元の〇〇委員も現地確認いただいております。

土地の所在：大字三宅字〇〇番1、地目・田、面積756㎡のうち、使用面積700㎡。所有者の住所・氏名：宮崎市・〇〇。場所は、妻地区の〇〇から約150mのところにある農地です。申出人の住所・氏名は、宮崎市 〇〇。発注者は、西都土木事務所、工事名：〇〇。使用目的：仮設現場事務所・休憩場・駐車場、使用期間：令和5年12月11日から令和6年11月30日までとなっています。地元の〇〇も現地確認いただいております。

土地の所在：大字三宅字〇〇番1、地目・田、面積267㎡、使用面積も267㎡。所有者の住所・氏名：三宅・〇〇。場所は、妻地区の〇〇から約150mのところにある農地です。申出人の住所・氏名は、宮崎市 〇〇。発注者は、西都土木事務所、工事名：〇〇。使用目的：仮設現場事務所・休憩場・駐車場、使用期間：令和5年12月11日から令和6年11月30日までとなっています。地元の〇〇委員も現地確認いただいております。

ます。

また、相続届出 10 件、使用貸借合意解約 4 件、賃貸借合意解約 6 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

これからの、総会進行につきましては、会長をお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 5 年度第 6 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 15 名 推進委員 14 名、合計 29 名の出席であります。本日の議案件数であります、6 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。12 番 ○○委員、 28 番 ○○委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 22 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 22 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 1 件であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

6 番 今回は、21 番 ○○委員と私 (6 番 ○○委員) が会長の命を受けまして、 11 月 20 日、午前 9 時 00 分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長同行のもと、農地法第 4 条 1 件、農地法第 5 条 2 件の現地調査を行いました。尚、非農地証明調査には、26 番 ○○委員、29 番 ○○委員にも同行いただきました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくをお願いいたします。

事務局 担当委員が欠席のため、1 番について事務局より説明させていただきます。申請地は妻地区の○○集落で、○○から南へ約 50m 程進んだところの農地です。申請人の○○さんがコインランドリーを設置するために申請されたものです。東側は国道、西側は市道を挟んで田、南側は畑、北側は宅地となっております。雨水は自然浸透及び全体的に西側を低くして西側側溝に流します。コインランドリーの排水については、設

置する雑排水処理槽を経由して、西側側溝へ排出します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、周囲にコンクリートブロック壁を設置し土砂の流出を防ぐとのことです。転用する土地の周辺関係者等への同意も得ております。申請地は公共投資のない小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第23号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第23号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書2ページのとおり申請件数は2件であります。

議 長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

6 番 1番を説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落で、〇〇から東へ約600mの所にある農地です。申請人の〇〇が、〇〇から、売買による所有権の移転を受け、農業用倉庫・コンテナ倉庫・従業員駐車場・液肥置場を設置するために申請されたものです。東側は畑、西側は畑、南側は県道、北側は畑となっております。雨水は自然浸透と周囲に素掘りの側溝をつくり排水枡に流します。転用に伴う土砂の周辺への流出等につ

いては、敷地西側、南側にコンクリートブロックで塀を設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされており、同意も得ております。申請地は農地の広がり10ha以上の第1種農地となりますが、農業用施設用地であるため、許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買価格は〇〇万円です。なお、現地調査の際に調査委員に対し説明された排水対策から変更になっております。中央に排水枡があるため、周囲に素掘り側溝を作るという計画だったのですが、そうすると車の出入りに影響があるということで、中央にU字溝を入れて、中央の排水枡に流すという計画に変更となっておりますので、ご報告します。

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に2番について特別調査員の報告をお願いします。

事務局 担当委員が欠席のため、2番について事務局より説明させていただきます。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から西へ約100m程進んだところの農地です。申請人の〇〇さんが〇〇さんより贈与により所有権移転を受け、一般個人住宅を建築するために申請されたものです。東側は畑、西側は畑、南側は県道、北側は畑となっています。雨水は自然浸透及び浸透枡を設置し南側県道の排水路に流します。生活排水について

は、合併浄化槽で浄化した後、南側県道の排水路へ流します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、周囲にコンクリートブロック壁を設置し土砂の流出を防ぐと
のことです。転用する土地の周辺関係者等への同意も得ているとのことです。申請地
は公共投資のない小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、
許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 3～
4 ページの通り、申請件数は 3 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機
具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当
性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの
検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでそ
の説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告
いたします。

議 長 1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27 番 1 番を説明します。今回の申請は上三財の渡人から、下三財の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から北へ約 100mのところにある農地です。受人は〇〇で水稻が中心で、ハウスきゅうり、ゴーヤを含め 80ha 作付けされている経営体の後継者です。申請地には水稻を作付けする予定で、農地として活用されることを確認しています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラ等所有し、必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は 10a あたり〇〇万円、総額で〇〇円です。

議 長 1 番の説明がありましたが、〇〇委員が受人に関係する案件であります。農業委員会法第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 2 番について、この案件は地元委員が私となりますので、私から確認事項の説明を行います。

16 番 2 番を説明します。今回の申請は南方の渡人から、南方の受人、親から娘への一括

贈与という所有権移転となります。申請地は〇〇集落に点在する農地です。受人は農機具は管理機、草刈り機を持っていますが、大型機械はもっておりません。受人の兄が〇〇委員にあたりますので、必要な時には機械を借りるということを確認しております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

22 番 3番を説明します。今回の申請は愛知県の渡人から、茶臼原の孫である受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇公民館から東へ約500mのところにある農地です。受人は茶臼原地区で〇〇を650a作付けしています。農機具はトラクター1台、〇〇1台、トラック2台、軽トラ5台所有し、必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第 25 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認^{ふそく}について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第 25 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認につきましては、
ず、所有権移転分として、議案書 5～8 ページの 8 件と追加議案 1 件の 9 件であります。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 5 年 12 月 5 日を予定しております。

議長 9 件の議案のうち、申請番号 3 番は〇〇委員が渡人に関する案件でありますので、3 番を除く 8 件の議案について、一括して審議をお願いします。
発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 それでは、申請番号 3 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に、賃貸借設定分として議案書9～10ページのとおり3件であります。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合していません。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしていません。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和5年12月5日を予定しております。

議 長 説明がありました1番から3番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 26 号農用地利用集積等促進計画の承認についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 26 号農用地利用集積等促進計画の承認について、議案書 11～から 38 ページのとおり 42 件であります。

尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

議 長 42 件の議案のうち、申請番号 26 番は〇〇委員が受人の案件、申請番号 27 番は〇〇委員が渡人の案件でありますので、26 番、27 番を除く 40 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 それでは、申請番号 26 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、26 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に、申請番号 27 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、27 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 27 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 27 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。
今回の非農地証明交付申請は、議案書 39 ページの通り 2 件であります。

議 長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

26 番 1 番について説明します。申請地は三納地区の〇〇集落にある農地です。詳細につ

きましては、配布済みの地図をご参照ください。申請人の〇〇さんが所有している農地ではありますが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として活用することが困難な農地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから非農地に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に番号2について地元委員の説明を求めます。

29 番 1 番について説明します。申請地は三財地区の〇〇集落にある農地です。詳細につきましては、配布済みの地図をご参照ください。申請人の〇〇さんが所有している農地ではありますが、20～30年以上耕作されておらず、将来的にも農地として活用することが困難な農地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから非農地判断事由 4 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 16 時 30 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

12 番 _____

28 番 _____